

伊都消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年6月1日

伊都消防組合消防本部消防長

1 目的

伊都消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、伊都消防組合消防本部消防長が本計画を策定する。

2 計画期間

法は、平成37年度までの時限立法であり、特定事業主行動計画については平成28年4月からの施行となっているため、本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

伊都消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組として、実施状況を把握し、職員に対しての情報提供を行うと共に、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 女性の採用試験受験者数の向上

採用試験の受験者数を、平成27年度の実績（0%）より引上げ、受験者総数に占める女性割合を5年間で10%以上を目指す。

(2) 女性消防吏員の採用

消防吏員のうち女性消防吏員の割合を、平成27年度の実績（0%）より

引上げ、5年間で現在の全国平均値の2.4%以上を目指す。

5 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組
前項で掲げた目標の達成に向け、次の取組を実施する。

- (1) 女性の採用試験受験者数の向上に向けて、今後の採用試験に際し、消防庁が行う広報等を活用するとともに、女性が活躍できる職場であることを、ホームページや広報誌を活用し、積極的にアピールを行う。
- (2) 採用試験において、公務員を志望する女性に積極的に受験を呼びかける。
- (3) インターンシップ及び職場体験学習時に、消防は女性が活躍できる職場であることの理解を深めてもらう。
- (4) 女性消防吏員の活躍の場を広げるために、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進する。